

子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究  
インターネットトラブル事例集（平成22年度版）



## はじめに

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話やパソコンからいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。




その一方で、様々なネットいじめやネット犯罪が起き、それに子どもたちが巻き込まれるケースが増加しています。また、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出ています。

この「インターネットトラブル事例集」は、小学校・中学校・高等学校の先生、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方などから、ヒアリングを通じて、実際に身近で起きたトラブルの事例を集め、そこから代表的な事例を挙げるとともに、その予防法と対処法を紹介したものです。大人が子どもに伝えるべきこと、またそのために大人が知るべきことを中心にまとめています。

この事例集から、無用なトラブルを回避するための知識を深め、指導に活かしていただくことで、子どもたちがより安全に楽しく、よりよいコミュニケーションのためにインターネットを利用できる一助になれば幸いです。

### 事例のアイコンについて

本書で紹介する事例には、それぞれの特徴を踏まえて以下のようなアイコンをつけています。

-  **最近件数が増えている事例**
-  **深刻な問題になりやすい事例**
-  **犯罪につながるおそれがある事例**

## I N D E X

### 1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

- 1-1 SNSやブログでのいじめ
- 1-2 メールによるいじめ
- 1-3 なりすまし投稿による誹謗中傷
- 1-4 動画サイトをのりいじめ

### 2. ウイルスの侵入や個人情報の流出

- 2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染
- 2-2 SNSやブログからの個人情報流出による嫌がらせ
- 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

### 3. インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

- 3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用
- 3-2 インターネットショッピングでのトラブル
- 3-3 無料ゲームサイトでのトラブル
- 3-4 不当請求（ワンクリック請求など）

### 4. 著作権法等の違反

- 4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード
- 4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

### 5. 誘い出しによる性的被害や暴行行為

- 5-1 SNSやゲームサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫
- 5-2 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫
- 5-3 掲示板等への書き込みが原因での暴力行為

### 6. ネット依存による健康被害

- 6-1 ゲーム依存やパソコンの長時間使用による日常生活への悪影響
- 6-2 ケータイ依存による情緒不安定

### 7. 犯行予告等

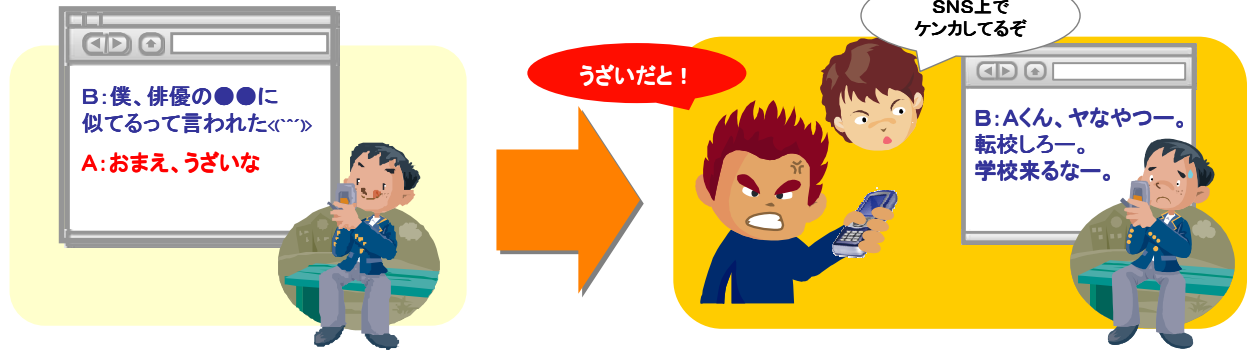
- 7-1 地域社会に不安を与える犯行予告
- 7-2 掲示板での特定の個人に対する嫌がらせ

多  
深

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友だちの書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）  
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト



小学6年生（男子）のAくんは、多くの友だちが登録されているSNSで日記を書いています。

ある時、Aくんは冗談のつもりで、友だちのBくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていたのですが、他の友だちがそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友だちにあっという間に広がりました。

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなっていました。

## (1-1) 事例の解説と気をつけること

### SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

#### 【 解説 】

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。友だち限定だからと安心して軽い気持ちで書き込んだ悪口が、思わぬ形で広がりトラブルにつながる場合があります。

平成22年12月現在、国内最大手のSNSの利用者数は約2,400万人（18歳未満は約330万人）です。SNSは、友だちなどに限定して書き込みを公開することができますが、容易に引用されたりコピーされたりして発信できるため、書き込んだ内容が意図せず拡散してしまうおそれがあります。

SNSやプロフなどを含め、インターネット上で情報を発信するときは、人のつながりなどを通じて、様々な人に見られる可能性があることを意識して利用しましょう。

### 気をつけること

- 相手の気持ちを考える：
  - 軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまう場合があります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- インターネットの特性を理解する：
  - インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友だち限定で公開しているつもりでも、その友だちを通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。
  - インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
  - 書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となる場合があります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
- 保護者や教師は、SNSやプロフを確認する：
  - 保護者や教師は、子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

子どもたちのコミュニケーション手段として、メールが使われるようになるとともに、いじめの手段としてメールが使われるようになっていきます。

メールによるいじめは、周囲の人に分かりにくいいため、陰湿化しやすいのが特徴です。

多  
深



中学2年生(男子)のAくんは、学校の先輩から変なポーズを取るように強要されました。恥ずかしいからと何度も断ったのですが、断り切れずにそのポーズをとったところ、写真に撮られて、多くのクラスメートや先輩にメールで送られてしまいました。

写真付きメールを受け取った何人かは、Aくんを知らない人にも転送していました。

その後、Aくんのところにはクラスメートや先輩から「そんな人とは思わなかった」などと書かれたメールがひっきりなしに送られるようになり、全く知らない人からも同じようなメールが届くようになりました。

Aくんは、メールの着信音が鳴っても、怖くてメールを読むことができなくなり、友だちとメールを楽しむこともできなくなりました。

## (1-2) 事例の解説と気をつけること

### メールがいじめの手段に使われた事例

#### 【 解説 】

メールによるいじめは、学校だけでなく家に帰ってからもメールが一方向的に次々と送りつけられるため、逃げ場がなくなります。また、メールの文章は過激になりがちなので、相手に与える精神的ダメージが大きくなります。

教師を対象にした調査によると、子どもたちの携帯電話に関する相談のうち「携帯電話のメールを利用したいじめに遭っている」と答えた人は小学校で15.8%、中学校で41.2%を占めます。

(出典) モバイル社会白書2007(平成19年7月; NTTドコモ モバイル社会研究所)

### 気をつけること

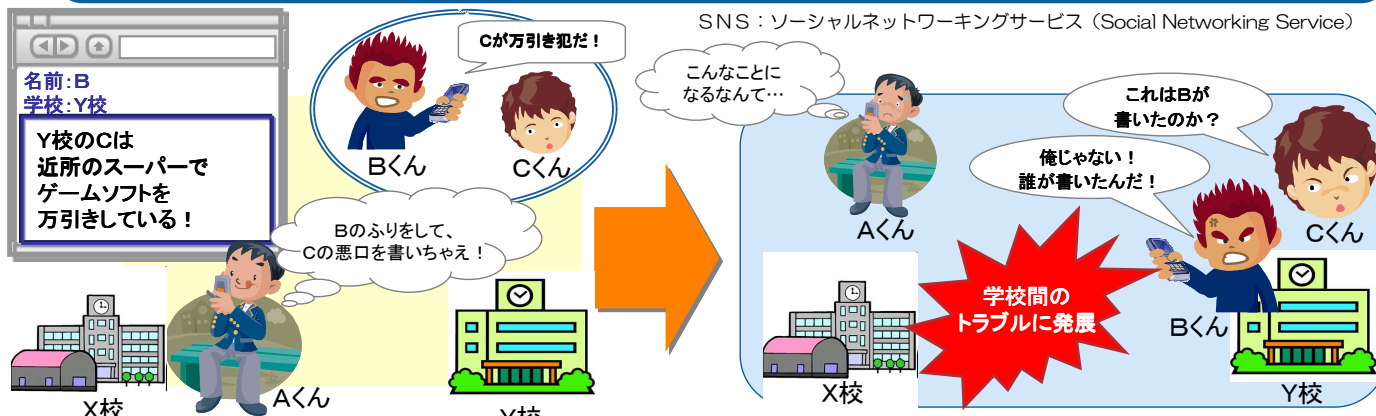
- 相手の気持ちを考える：
  - 否定的なメールが頻繁に届くことで、メールの受け手は送り手の想像以上に傷つきます。相手を傷つけるような言葉は使わないなど、相手の気持ちをよく考えましょう。
  - 文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
  - メールの内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。
- トラブルにあったら相談する：
  - いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
  - 保護者や教師は、子どもが相談しやすい環境をつくるとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知するよう努めましょう。

## 1-3 なりすまし投稿による誹謗中傷

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

SNSや掲示板などで、他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブルが発生しています。

深  
犯



X校のAくんは、Y校のBくんと仲が良くありませんでした。

ある日、Aくんは、Bくんに嫌がらせをしようと考え、SNS上でBくんになりすまし、「Y校のCが近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている！」という嘘の書き込みをしました。

その結果、Cくんは一方的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、実際にはCくんは万引きをしたことはありませんでした。

CくんがBくん書き込みの内容を問い詰めると、Bくん自身が書き込んだものではないことがわかりました。

さらに調査を進めると、X校のAくんが書いたことが判明し、学校間のトラブルに発展してしまいました。

## (1-3) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

### 【 解説 】

特定の人物になりすまして、インターネット上で勝手な発言や活動することは、その人物の信用を傷つけ、名誉を著しく傷つけます。相手の名誉を傷つけた場合は、名誉棄損で訴えられることがあります。

子どもたちは、サイトに書き込んでも誰が書いたかわからないと思っている場合がありますが、悪質な誹謗中傷の場合、警察は、サイトの運営会社（運営者）に協力を依頼し、どのコンピュータから書き込んだのか、誰が書き込んだのか、特定することができます。

### 気をつけること

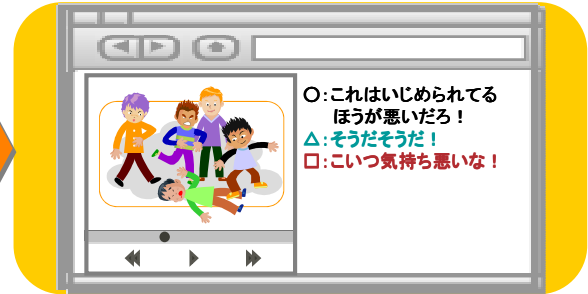
1. 相手の気持ちを考える：
  - ・書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。
2. インターネットの特性を理解する：
  - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
  - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
  - ・書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。
4. トラブルにあったら相談する：
  - ・インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

## 1-4 動画サイトを用いたいじめ

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

子どもたちの間でも動画サイトが利用されるようになっていきます。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。

深  
犯



中学2年生（男子）のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。

## (1-4) 事例の解説と気をつけること

書き込みやメールでの  
誹謗中傷やいじめ

### 動画サイトにいじめの動画が投稿された事例

#### 【 解説 】

いじめの様子を動画サイトに投稿されたことがきっかけで、いじめにあっている子どもはさらにショックを受けます。また、さらなる誹謗中傷やいじめに発展することがあります。動画サイトにはコメント投稿機能があるため、これを使って誹謗中傷やいじめの書き込みが行われることがあります。

総務省の実施した「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」によると、動画サイトを週1回以上閲覧する割合は、若年層（10代～30代）で68.7%、中年層（40代・50代）で58.7%、高齢層（60代以上）で56.3%と、すべての年代で半数を超えており、動画サイトは大きな影響力があります。

（出典）ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究（平成22年3月；総務省）

### 気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：
  - ・いじめの動画が投稿された事例を話し、投稿された動画を見て相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
2. 動画サイトの特性を理解する：
  - ・投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
  - ・動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。
3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性がある：
  - ・投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となる可能性があります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。
4. トラブルにあったら相談する：
  - ・いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした不正サイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が起こっています。

多



小学5年生（男子）のAくんは、友だちの間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。

サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、ウイルスに感染したことは気づきませんでした。

しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友だちにも教えたので、友だちのパソコンもウイルスに感染してしまいました。

## （2-1）事例の解説と気をつけること

気づかぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した事例

### 【 解説 】

セキュリティ対策が不十分なパソコンでは、ウェブサイトを閲覧するだけでウイルスに感染し、さらに、気づかぬうちに家族や知人のパソコンにも広がる可能性があります。最近では、スマートフォンをねらったウイルスも発見されています。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成23年1月には、月に20,000件を超えるウイルスの感染が検出されています。最近では、気づかぬうちに悪意あるウェブサイトに誘導したり、ウェブサイトを閲覧するだけで感染してしまうコンピューターウイルスが増えています。

（出典）コンピューターウイルス・不正アクセスの届出状況（2011年1月分）（平成23年2月；IPA）

### 気をつけること

- 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがある：
  - ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（ぜい弱性）」を悪用して侵入します。近年のウイルスは、パソコン画面の見ただけでは感染していることが分からないものが増えてきました。
  - 自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他の多くの人のパソコンにも感染を広めるおそれがあります。
- 個人情報が盗まれ悪用される危険性がある：
  - ウイルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。
- ウイルス対策ソフトを導入し、最新の対策を施す：
  - ウイルス対策ソフト等を活用し、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の定義ファイルに更新することが大切です。
  - スマートフォンをねらったウイルスも発見されており、ウイルス対策を施しましょう。

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった**個人情報**を記載してしまっ  
たために、他の人に利用され、嫌がらせを受けるなどの被害が起こっています。



SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）  
プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト



中学1年生（女子）のAさんは、SNSの日記に熱心に書き込みをしています。

親友と撮った写真がとてもうまく撮れていたのに、SNSに載せました。その際、SNSに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。

数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が画像掲示板に出ていると友だちから聞き、そのサイトを見してみると、**Aさんの写真が掲載されていました。**

しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。

その結果、**自宅に嫌がらせの電話が毎日かってくるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。**

## （2-2）事例の解説と気をつけること

安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

### 【 解説 】

子どもたちは、「SNSやプロフは自分の友だちしか見ていない」と思いこみ、**個人情報を掲載してしまうことがあります。**しかし、SNSやプロフで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があるため、個人情報を掲載することは非常に危険です。

また、最近の携帯電話には、写真データに位置情報を記録できる機能があります。そのため、SNSやプロフに写真を掲載するときは、位置情報を記録せずに撮影した写真であることを確認しましょう。

中学生のプロフ利用が増えています。文部科学省の調査では、中学2年生の45.4%が「他人のプロフやブログなどを見ている」と回答、13.9%が「自分のプロフを公開している」と回答しています。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年5月；文部科学省）

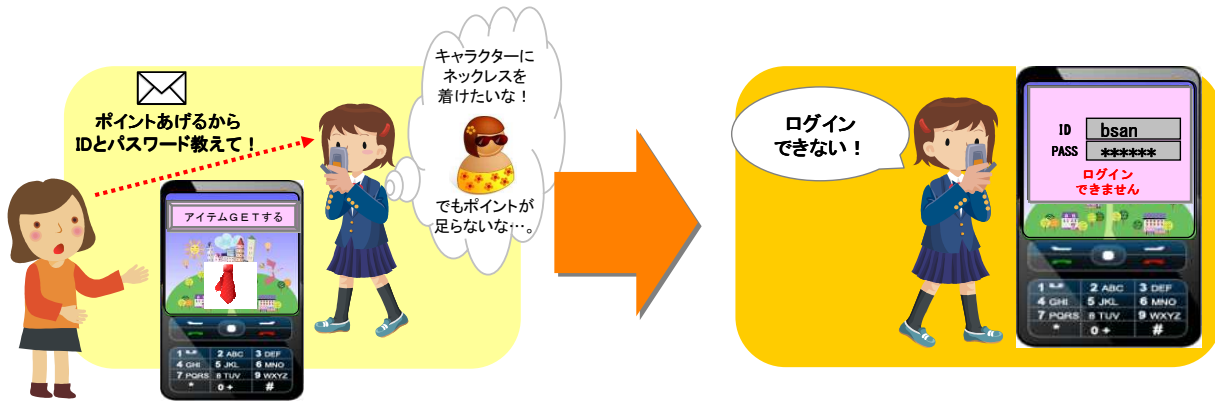
### 気をつけること

- 個人を特定できるような情報は掲載しない：
  - 自分や友だちに関する情報をインターネットで発信することは常に危険が伴います。SNSやプロフ上に、名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。これは、自分の情報だけでなく友だちの情報でも同様です。
  - 写真を掲載する場合は、位置情報を記録せずに撮影した写真であることを確認しましょう。
- トラブルにあったら相談する：
  - トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。
- 保護者や教師は、SNSやプロフを確認する：
  - 保護者や教師は、子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。



ID・パスワードを悪意のある他人に利用されて、不正アクセスの被害にあう事件が起っています。SNS上のポイントを奪われるなどの事件も発生しています。

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）



小学生（女子）のAさんは、SNSで知り合った中学生（女子）のBさんに、「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えてください」とメールを送りました。

ポイントがほしかったBさんは、Aさんに、自分のIDとパスワードを教えてくださいました。

その後、BさんがSNSにログインしようとする、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。

Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚し、Aさんは補導されました。

## （2-3）事例の解説と気をつけること

ID・パスワードを他人に教えたことによりトラブルになった事例

### 【 解説 】

インターネット上で親しくなっても、見知らぬ人に自分のID・パスワードや個人情報を知らせることは危険です。SNSやプロフで友だちになって親近感や安心感を抱くうちに、信用して個人情報などを明かしてしまい、悪意のあるトラブルに巻き込まれることがあります。

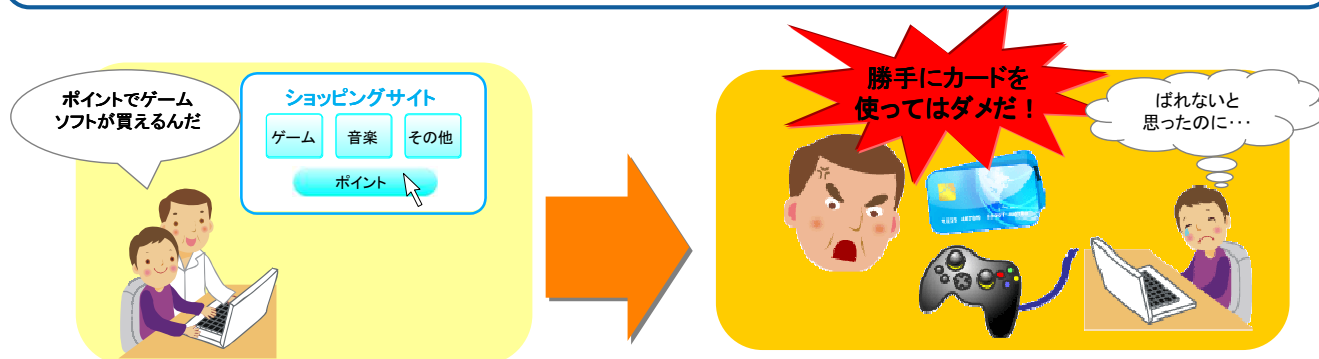
平成23年2月、女子中学生のIDとパスワードを聞き出した女子小学生が、女子中学生のID・パスワードでSNSに不正に侵入し、不正アクセス禁止法違反容疑で補導されました。

### 気をつけること

1. なりすましによる不正アクセスは犯罪である：
  - ・ IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。
2. ID・パスワードは厳重に管理する：
  - ・ IDやパスワードは重要な情報であり、他人に知られないようにしましょう。
3. 個人を特定できるような情報は掲載しない：
  - ・ 自分や友だちに関する情報をインターネットで発信することは常に危険が伴います。SNSやプロフ上に、名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
4. トラブルにあったら相談する：
  - ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、**子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまうなどのトラブル**が起こっています。

多



小学5年生（男子）のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、そのポイント制度を利用してゲームソフトを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で使って、ポイントを買ってしまいました。また、残ったポイントを友だちにあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

## (3-1) 事例の解説と気をつけること

### 子どもが保護者名義のクレジットカードを不正利用した事例

#### 【 解説 】

インターネット上の多くの取引では、クレジットカード番号と有効期限を入力すれば、簡単に商品を購入することができます。クレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族が使用したときは認められない場合が多くあります。

また、カードの名義人にはカードの管理責任があり、保護者には子どもの監督責任があります。

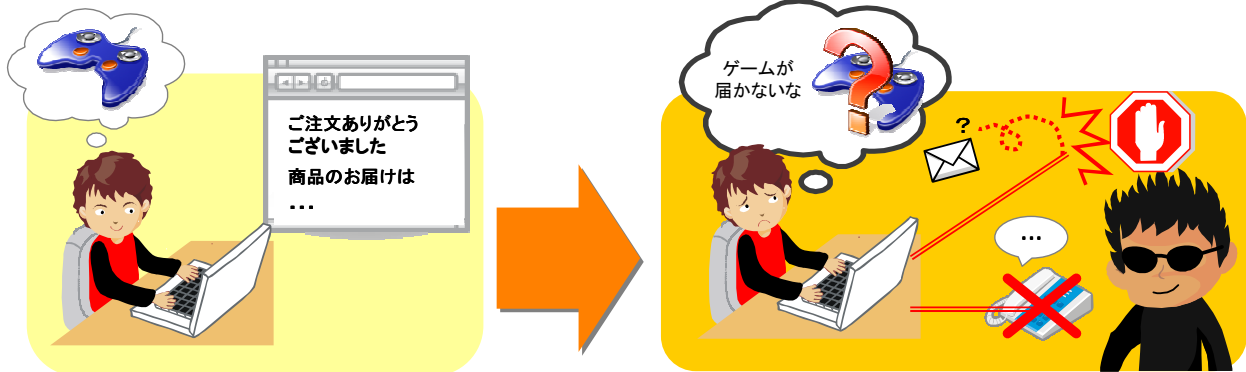
ソフトウェアやコンテンツを購入できるポイント制度やクレジットカードでの決済は、その手軽さから子どもたちはお金としての認識が薄いことがあります、「現実のお金」と同じ価値があります。

### 気をつけること

1. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
  - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. クレジットカードの管理を徹底する：
  - ・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないように指導するとともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。
3. フィルタリングを利用する：
  - ・子どもが使うパソコンや携帯電話には、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
4. クレジットカードやポイントは「お金」と同じである：
  - ・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、**お金を払ったにもかかわらず商品が送られてこない**、といった被害が起っています。

多



中学2年生（男子）のAくんは、友だちから、**ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがある**ことを聞きました。

インターネットで見る限り、**評判が良い**ようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を送送するとのことでしたが、**お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られてきませんでした**。

Aくんは、そのサイトに何度かメールをしても返事が返ってこないで、サイトに記載されていた番号に**電話をしてみると、その番号は使われていない状態になっていました**。

## (3-2) 事例の解説と気をつけること

### インターネットショッピングでの代金詐取の事例

#### 【 解説 】

インターネット上のトラブルの中でも、**ショッピングでのトラブルは、詐欺／悪徳商法、名誉棄損／誹謗中傷に次いで多い**ものです。インターネットホットライン連絡協議会によると、平成22年は、全体で908件のうち113件（12.4%）のショッピングトラブルに関する相談がありました。

（出典）平成22年月別メール相談項目月別件数（平成22年1～12月；インターネットホットライン連絡協議会）

ショッピングサイトが信頼できるかどうかは、子どもはもちろん大人でも判断は難しく、インターネット上の情報だけに頼るのは危険です。

### 気をつけること

1. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
  - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. 信頼できるショッピングサイトかどうか確認する：
  - ・ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。
3. 申込の確認画面や確認メールなどを保存する：
  - ・申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。
4. フィルタリングを利用する：
  - ・子どもが使うパソコンや携帯電話には、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。
5. トラブルにあったら相談する：
  - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、**アイテムが有料であることに気づかず購入してしまった**ため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが子ども間で多く起こっています。

多  
深



中学1年生（女子）のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、「無料」のオンラインゲームサイトで遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されてしまいました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、登録するときには気がつきませんでした。

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

### (3-3) 事例の解説と気をつけること

#### オンラインゲームのすべてが「無料」と勘違いしてしまう事例

#### 【 解説 】

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームに人気があります。「無料」といっても、武器などのアイテムやアバター（ウェブ上のキャラクター）などを購入すると、高額になってしまうことがあります。

平成21年に全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談の約4割（273件）は、無料オンラインゲームでの高額請求に関する相談です。また、オンラインゲーム契約者の年齢が20歳未満の相談が110件あり、そのうち小学生が51件と半数近くを占めています。

（出典）相談件数（平成21年12月：国民生活センター）

#### 気をつけること

- すべてが「無料」だと思い込まないように注意する：
  - ・「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの一部は有料の場合がほとんどです。
  - ・有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。
- ゲームサイトのサービス内容を確認する：
  - ・保護者は、子どもと一緒に、ゲームサイトの内容や利用規約を確認し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを把握しましょう。
- ゲームに関する家庭のルールを決める：
  - ・「ゲームサイトに登録するときやアイテムを購入するときは保護者に確認する」など、子どもと話し合ってゲームに関する家庭のルールを決めましょう。
- トラブルにあったら相談する：
  - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

### 3-4 不当請求（ワンクリック請求など）

インターネットショッピングを  
めぐるトラブルと不当請求

芸能情報サイト、「無料」占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。

多



中学2年生（女子）のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されました。

「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

### (3-4) 事例の解説と気をつけること

インターネットショッピングを  
めぐるトラブルと不当請求

サイトをクリックしたことにより不当に高額な金額を請求された事例

#### 【 解 説 】

従来のワンクリック請求は、「無料」と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるといった事例が多かったのですが、最近では、アダルトとは関係のないサイト上での請求や、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続されて請求を受ける事例が増えています。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によると、平成22年7月から12月のワンクリック請求の相談は、毎月450件以上に上っています。

（出典）コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況について（平成23年1月；IPA）

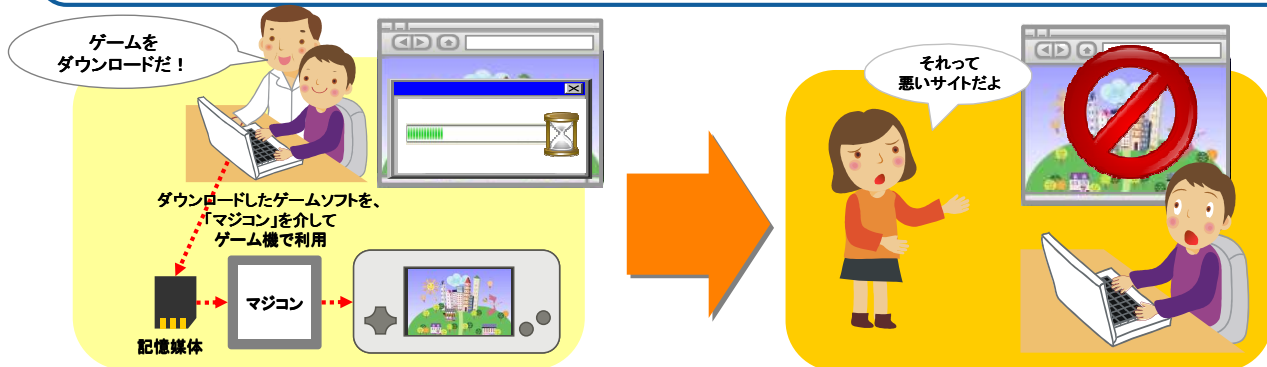
#### 気をつけること

1. アダルトサイトなどにアクセスしない：
  - ・アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあるので注意しましょう。
  - ・送信者や内容に心当たりがないメールは、本文内のアドレスをクリックするとこれらのサイトにつながる可能性があります。クリックせずメール自体を削除しましょう。
2. 言われるままに支払わない：
  - ・利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう（保護者が同意していない契約や、子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます）。
3. 慌てて業者へ連絡しない：
  - ・「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。
4. トラブルにあったら相談する：
  - ・トラブルにあった場合は、一人で悩まずにすぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

多  
犯

子どもたちに関心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。

保護者が知識不足から著作権侵害をしているケースもあります。



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友だちがインターネットサイトから携帯ゲーム機用のソフトをダウンロードしていることを聞きました。

自分でもやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、携帯ゲーム機用のソフトがたくさんありました。

たくさんのソフトで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友だちにも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

マジコン：ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器。

## (4-1) 事例の解説と気をつけること

### ゲームソフトの違法ダウンロードを不用意に行ってしまった事例

#### 【 解説 】

ゲームには著作権があります。著作物をインターネット上で不特定多数の人に配布することは著作権の侵害です。

著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります（平成22年1月改正著作権法施行）。ゲーム会社の公式サイト以外でダウンロードができる場合は違法サイトですが、保護者でも意識せずに利用している場合があります。

調査によると、携帯ゲーム機ユーザーのうち、違法にダウンロードしたゲームソフトで「遊んだことがある」「以前は遊んでいた」と回答した人は、全体の2割を超えています。

（出典）コンシューマーゲーム機に関する調査（平成22年2月；japan.internet.com）

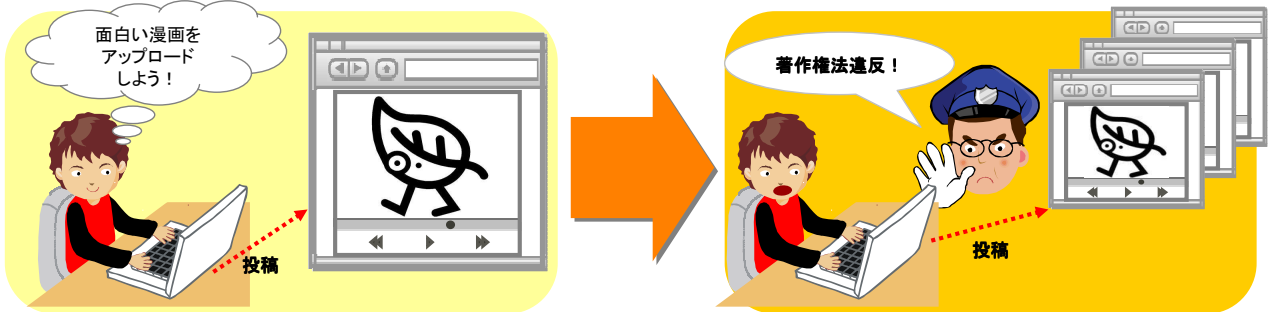
### 気をつけること

1. 著作権の意味や侵害した場合の影響を考える：
  - ・保護者や教師は、ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考えましょう。
  - （例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新製品の開発がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など）
2. どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解する：
  - ・違法サイトと知りながらゲームソフト等をダウンロードすることは著作権侵害にあたり違法です。市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
  - ・自分でコピーしたゲームソフト等を友だちにあげる行為も著作権侵害にあたり違法です。

多  
犯

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっており、子どもでも手軽に動画をアップロードでき、人気アニメ等をアップロードして著作権を侵害するケースが起きています。

また、違法にアップロードされた動画と知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法です。



中学生（男子）のAくんは、人気の漫画を撮影し、動画サイトに投稿（アップロード）しました。

すると、動画サイトのコメント機能を通じて、いろいろな人から書き込みがありました。Aくんは嬉しくなり、人気の漫画を購入しては動画に加工し、立て続けにアップロードしました。

Aくんはその後、動画サイトの管理者から警告を受けました。

それにもかかわらず、人気漫画を加工した動画を何度も動画サイトにアップロードしました。

その後、Aくんは、著作権法違反容疑で逮捕されました。

## （4-2） 事例の解説と気をつけること

### 著作権のある漫画等を違法にアップロードした事例

#### 【 解説 】

漫画・アニメ、音楽作品などには著作権があります。これらをコピーし、動画サイトなどにアップロードしたり、友だちに配ったりすることは、著作権侵害にあたり違法になることを認識しましょう。（個人的に楽しむ範囲では許されていますが、大量の複製、販売、アップロードは著作権侵害にあたります。）

また、平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害してアップロードされた動画と知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります。

違法なアップロードやダウンロードは、著作権者である著者やアーティストに経済的な不利益を与えます。平成22年6月、人気漫画を著作権者の許諾なく動画サイトにアップロードしていた男子中学生が逮捕されました。男子中学生は、漫画の紙面を撮影し、その画像をコマ送りにして動画を作成しアップロードしていました。この行為は、発売日前の雑誌を入手して行っていたため被害がより大きくなりました。

### 気をつけること

#### 1. 著作権の意味や侵害した場合の影響を考える：

- ・保護者や教師は、漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。

（例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新しい作品の制作がしにくくなったりと、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など）

#### 2. どのような行為が著作権の侵害にあたるかを理解する：

- ・著作権者の許諾を得ないでアップロードすること、違法サイトと知りながらダウンロードすることは、著作権侵害にあたり違法です。
- ・自分でコピーした画像、楽曲、ゲームソフトなどを友だちに配ることも著作権侵害にあたり違法です。

最近では、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかからないSNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。これらのサイトが出会い系サイトのような目的に利用されることもあります。



SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



中学2年生(女子)のAさんは、SNSで知り合った女子中学生とメル友になりました。メールのやり取りを続けるうちに、互いに友だちと写っている写真を見せあうようになりました。

ある日、メル友が体のことで悩んでいるからと、裸の写真を送って来て、Aさんにも裸の写真を送るように言ってきました。

最初は戸惑いましたが、相手を信用して送ってしまったところ、とたんに相手の態度が変わり、「言うことをきかないとインターネット上に載せるぞ」と脅迫されるようになりました。

実際には、Aさんのメル友は女子中学生ではなく、成人男性でした。

## (5-1) 事例の解説と気をつけること

### SNSで知り合った人から脅迫された事例

#### 【 解説 】

出会い系サイトだけでなく、SNSやプロフ、ゲームサイトでも、知り合った相手が実際にどんな人かはわかりません。知らない人に、安易に写真を送ったり直接会ったりすることは大変危険です。軽い気持ちでしたことが、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかないトラブルとなることがあります。

平成22年に全国の警察に摘発されたインターネットサイト関連の事件のうち、SNSなどの出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用し児童買春や強姦等の被害にあった18歳未満の男女は1,239人(男子：49人、女子：1,190人)で、毎年増え続けています。

(出典)平成22年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について(平成23年2月：警察庁)

### 気をつけること

- 子どもたちだけの判断で会うことは危険である：
  - ・ SNSやゲームサイト等で知り合った人がどんな人かは、メールなどのやり取りだけでは分かりません。子どもたちだけの判断で会ったり、個人情報等を教えたりすることは大変危険であることを理解しましょう。
  - ・ 自己紹介で「友だち募集」と書くことは「簡単に会える」と受け止められるため、注意しましょう。
- SNSやゲームサイト等による被害が増えている：
  - ・ 最近では、出会い系サイトよりもSNSやゲームサイト等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。また、これらの犯罪の被害者は女性が多く、特に18歳未満の女性児童生徒が多い傾向にあるため、特に注意しましょう。
  - ・ SNS上の名前、性別、学校名などの情報は正しいとは限らないことに注意しましょう。
- フィルタリングを利用する：
  - ・ 子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
  - ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。



軽い気持ちで「出会い系サイト」にアクセスし、**見知らぬ人と実際に会った結果、脅迫や性的被害にあうおそれがあります。**

深  
犯



中学2年生（女子）のAさんは、**軽い気持ちで出会い系サイトに「誰かカラオケに連れて行ってくださいませんか」と書き込みました。**

すると、高校生の男子から返事があったので、Aさんの友だち何人かで、カラオケに行くことにしました。



カラオケで盛り上がったので、「お酒を飲ませてあげる」と言われて、ついていってしまいました。

すると、**そこには怖い人がいて、「売春させるぞ」と脅されました。**Aさんと友だちは、すきを覚えて逃げ出し、コンビニに駆け込みました。

## (5-2) 事例の解説と気をつけること

### 出会い系サイトをきっかけにしたトラブルの事例

#### 【 解 説 】

平成20年12月に、いわゆる「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者への取締りが強化されたため、出会い系サイトをきっかけに犯罪被害にあった子どもたちの数は減っています。

平成22年の出会い系サイト被害者のうち、64%（254人）が18歳未満の児童生徒であり、このうち**99%（253人）は、女子児童生徒でした。女子は、援助交際、暴行など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性が高いので、特に注意が必要です。**

（出典）平成22年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について（平成23年2月；警察庁）

### 気をつけること

- 子どもたちだけの判断で会うことは危険である：
  - ・出会い系サイト等で知り合った人がどんな人なのかは、メールなどのやり取りだけでは分かりません。子どもたちだけの判断で会ったり、個人情報等を教えたりすることは大変危険であることを理解しましょう。
  - ・自己紹介で「友だち募集」と書くことは「簡単に会える」と受け止められるため、注意しましょう。
- 出会い系サイトによる被害者は女子が多い：
  - ・出会い系サイトをきっかけとした犯罪の被害者は女性が多く、特に18歳未満の女子児童生徒が多い傾向にあります。見知らぬ人と実際に会ったために、性的犯罪など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性があるため、特に注意しましょう。
- フィルタリングを利用する：
  - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。
- トラブルにあったら相談する：
  - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

## 5-3 掲示板等への書き込みが原因での暴力行為

誘い出しによる  
性的被害や暴力行為

深  
犯

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

ブログ：日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト  
プロフィール：自己紹介（プロフィール）サイト



中学2年生（男子）のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。



Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

## (5-3) 事例の解説と気をつけること

誘い出しによる  
性的被害や暴力行為

### 掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

#### 【 解説 】

軽い気持ちで掲示板等へ書き込んだ内容が、相手にとっては、とても傷ついたり、腹が立つ言葉に感じたりすることがあります。きっかけは些細なことであっても、大きな事件に発展してしまうことがあるので、書き込む内容には注意が必要です。

平成20年5月、プロフィールへの書き込みで腹を立てて暴行したとして、東京都の少女（中学3年生）ら少女7人が逮捕されました。また、同年7月、群馬県で男子生徒（高校1年生）がプロフィールへ書き込んだ内容で腹を立てた相手から暴行を受け、死亡しました。

### 気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：
  - ・軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立ててしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
  - ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。
2. インターネットの特性を理解する：
  - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
  - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 暴力事件等を起こした場合、法的な責任を問われる：
  - ・書き込みで腹が立ったとしても、暴力に訴えるような行為をしてはいけません。暴力行為は法的に罰せられます。
4. トラブルにあったら相談する：
  - ・トラブルにあった場合やトラブルに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

ゲームのやり過ぎによって、勉強、日常の生活、人間関係、健康といった面に影響を及ぼすという事例が報告されています。

また、パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様の問題が起きています。

多  
深



小学校5年生（男子）のAくんは、オンラインゲームにはまっています、夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまい、学校の授業に集中できなくなっています。

## （6-1）事例の解説と気をつけること

### ゲーム依存になり、日常生活に悪影響が出た事例

#### 【 解説 】

子どもが放課後や夜にゲームに熱中するあまり、学校の授業に集中できず成績が低下したり、武器などのアイテムを購入するために多額のお金を使うなど、生活面での問題を引き起こすことがあります。

ゲーム依存による心身の症状やその原因、治療法などについて精神科医、脳科学者等が研究しています。臨床結果からゲーム依存による、睡眠不足、視力の低下、気力の低下などが挙げられています。

また、子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様の問題が起きており、注意が必要です。

### 気をつけること

1. ゲームやパソコンの長時間使用は心身に影響を及ぼす危険性がある：
  - ・ゲームのやり過ぎやパソコンの長時間使用は、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があります。
2. ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める：
  - ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。
  - ・家庭で決めたルールは友だちにも伝え、時にはゲーム仲間に上手に「No」と言えるようにしましょう。
3. 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する：
  - ・保護者は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付くようにしましょう。

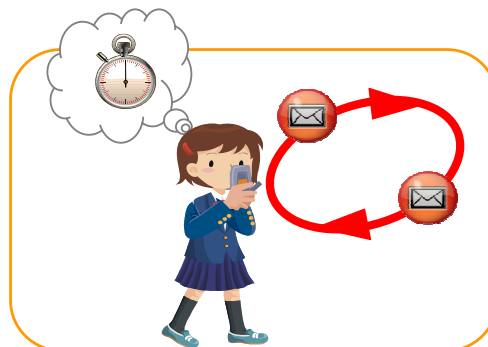
多  
深

携帯電話をそばに置いていないと不安になったり、メールができないと情緒不安定に陥ったりするなど、携帯電話への依存は日常生活に支障をきたします。



中学2年生（女子）のAさんは、いつも携帯電話を手元に置いてメールをしています。

食事中でも、何通もメールが届くので、なかなか食べ終わりません。また、家族旅行でも、電波の届かないところには行きたがらないなど、メールをすることを何よりも優先してしまいます。



最近は、誰かとメールをしていないと孤独感を感じ、友だちからのメールの返信が少しでも遅れると不安になるなど、情緒不安定になってしまいました。

今ではメールでのコミュニケーションが中心になってしまい、友だちと直接会って話すことが苦手になってしまいました。

## （6-2）事例の解説と気をつけること

### ケータイ依存になり情緒不安定になった事例

#### 【 解説 】

携帯メールの頻度は、中学2年生では1日に30件以上送受信する生徒が3分の1以上を占めています。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年2月；文部科学省）

一部の子どもたちの間では返信が遅れることがマナー違反とされ、相手を傷つけたり、嫌われたりするのではないかと不安を感じる子どもも少なくありません。「モバイル社会白書2007」によると、返信に30分かかると約8割の子どもが遅いと感じ、約6割は10分でも遅いと感じています。

（出典）モバイル社会白書2007（平成19年7月；NTTドコモ モバイル社会研究所）

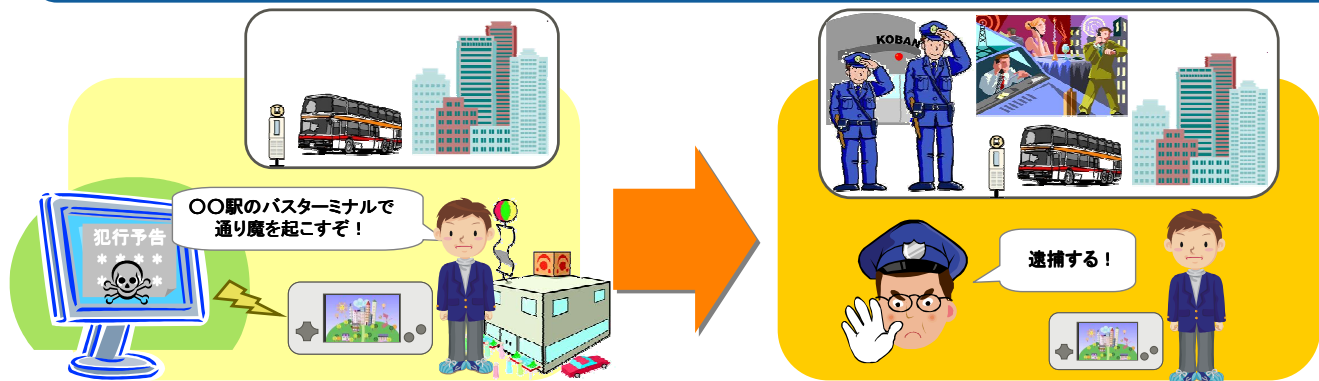
メールという文字のコミュニケーションに偏ると、対面のコミュニケーションで自分の気持ちを伝えづらくなります。

### 気をつけること

- ケータイ依存は心身に影響を及ぼす危険性がある：
  - ・ケータイ依存になると、感情をコントロールできなくなり、攻撃的になりやすいといった、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があることを知しましょう。
- 携帯電話の使用に関する家庭のルールを決める：
  - ・食事中は携帯電話を使わない、自分の部屋に携帯電話を持ち込まない、夜9時以降は使わないなど、家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。
  - ・家庭で決めたルールは友だちにも伝え、すぐにメールを返信できないこともあることを理解してもらいましょう。
- 携帯電話の利用状況を確認する：
  - ・保護者は、携帯電話の料金請求書に記載されているパケット通信量を見て、携帯電話の利用が急に増えていないかなどを確認しましょう。

深  
犯

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえいたずらであっても、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定でありました。

この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

これに対して、80名もの警察官が犯行予告地域に動員されるなど、その地域は混乱しましたが、実際は何も起こりませんでした。

その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

## (7-1) 事例の解説と気をつけること

犯行予告等

### 犯行予告により多くの人が迷惑をこうむった事例

#### 【 解説 】

犯行を予告するような書き込みがされると、予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたり、多くの人々に混乱を与えます。犯行予告の書き込み行為は、業務妨害や脅迫などの罪になることがあります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。(この事例では、店舗の公衆無線LANから接続していました。)

平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件の後には、子どもたちによる犯行予告が急増しました。たとえば、ふざけたり、まねをした結果であっても、犯行予告は多くの人に迷惑をかけることとなります。

### 気をつけること

1. 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたる：
  - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。
  - ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをしただけでも、罪に問われることがあります。
2. インターネットの特性を理解する：
  - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
  - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
  - ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
4. 子どもが相談しやすい環境をつくる：
  - ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたります。



中学2年生（男子）のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴りたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合！ 〇〇（名前）を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされましたが、実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た先生が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりと、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

## （7-2） 事例の解説と気をつけること

掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人々が迷惑をこうむった事例

### 【 解説 】

実際にするつもりではなくても、安易に掲示板などに人に危害を加えるといった書き込みをすることは、犯罪となることがあります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。

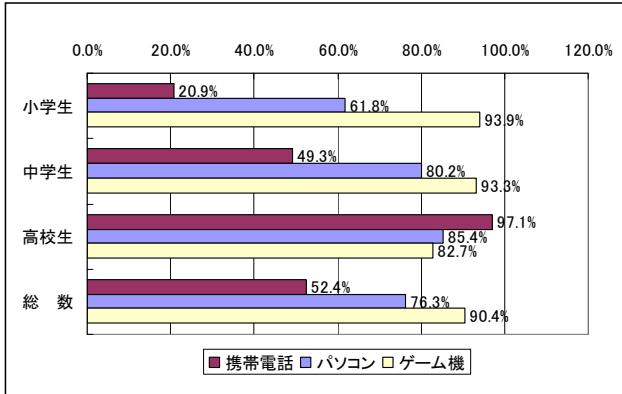
また、軽い気持ちやいたずら心で書き込んだことでも、相手を深く傷つけることがあることを理解しましょう。

### 気をつけること

1. 特定の個人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたる：
  - ・軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みは、相手を深く傷つけます。
  - ・実際にするつもりがなく、書き込みをするだけでも、罪に問われることがあります。
2. インターネットの特性を理解する：
  - ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
  - ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。
3. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：
  - ・インターネット上で、人に危害を加えるといった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。
4. 子どもが相談しやすい環境をつくる：
  - ・書き込みをする子どもも人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するように努めましょう。

# 子どものインターネット利用に関するデータ

## 子どもの携帯電話・パソコン・ゲーム機の所有率

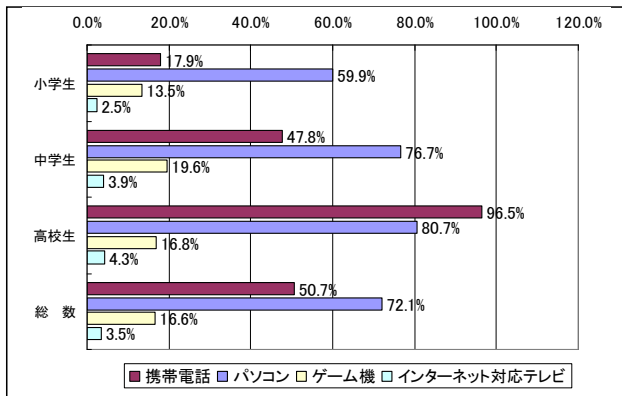


※家族所有のものを使用している場合を含む。

- ・携帯電話の所有率は、小学生20.9%、中学生49.3%、高校生97.1%となっています。パソコンの使用率は、小学生で6割、中高生で8割を超えています。
- ・ゲーム機の所有率は、小・中学生いずれも9割以上と携帯電話・パソコンを上回っています。高校生においても8割を超えています。携帯電話・パソコンの方が高くなっています。

(出典) 「青少年のインターネット利用環境実態調査」  
(平成23年2月;内閣府)  
「青少年のゲーム機等の利用環境実態調査」  
(平成23年3月;内閣府)

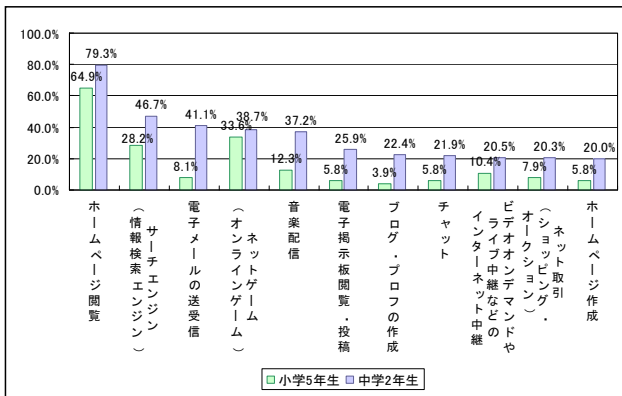
## 子どものインターネット利用端末の使用率



- ・インターネットを利用する際に使っている端末について、小・中学生ではパソコンが最も多くなっていますが、中学生では携帯電話も5割程度に達しています。高校生では携帯電話が最も多く、9割を超えています。
- ・また、小・中・高校生ともに、15~20%の子どもがゲーム機を使ってインターネットを利用しています。

(出典) 「青少年のインターネット利用環境実態調査」  
(平成23年2月;内閣府)  
「青少年のゲーム機等の利用環境実態調査」  
(平成23年3月;内閣府)

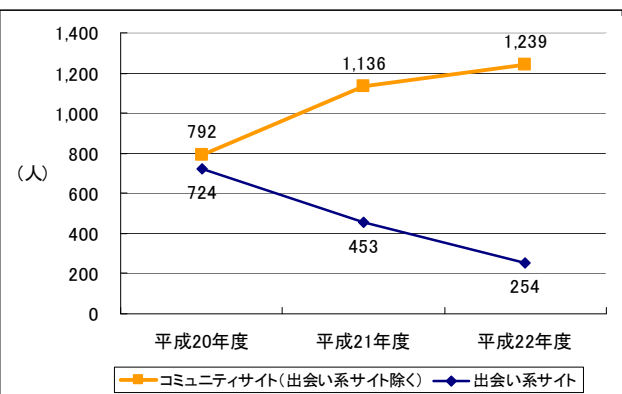
## 子どものインターネットの利用内容



- ・小学5年生におけるインターネットの利用内容は、ホームページ閲覧、ネットゲーム、サーチエンジンなどが多くなっています。
- ・中学2年生では、これらに加え、電子メールの送受信、音楽配信、電子掲示板閲覧・投稿、ブログ・プロフの作成なども多くなっています。

(出典) 「平成22年度 子どもとメディアに関する意識調査」  
(平成23年3月;日本PTA全国協議会)

## SNSやプロフなどを利用して犯罪被害にあった子どもの数



- ・SNSやプロフ、ゲームサイトなどのコミュニティサイト(出会い系サイトを除く)を利用して犯罪被害にあった子どもの数が増加しています。(一方、出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった子どもの数は減少しています。)

(出典) 「平成22年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(平成23年2月;警察庁)

保護者と子どもが  
一緒に誓う

## 7つの約束

保護者が、子どもをネット危機から守るための7つの約束

### 1.大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。

### 2.ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

### 3.家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。

### 4.いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

### 5.トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。

### 6.加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもしないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。

### 7.大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

出典：「安心インターネットライフ★ガイド」財団法人マルチメディア振興センター（e-ネットキャラバン事務局）

平成22年度総務省調査研究「子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究」

発行者 総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 データ通信課  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

請負者 株式会社富士通総研  
第一コンサルティング本部 公共事業部  
〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1